

飲酒運転撲滅宣言の店に登録しましょう!

お客様への飲酒運転防止の取組を宣言し、県に届け出てください。
県では、届出をいただいたお店を「飲酒運転撲滅宣言の店」として登録し、ホームページで公開します。
また登録証、ステッカーをお送りするほか、お店に貼っていただけるポスター等も提供いたします。



届出の方法

届出の様式は県のホームページに掲載しております。
様式に宣言内容等を記載し、郵送、FAX等で届け出てください。
また、「ふくおか電子申請サービス」による電子申請も受け付けています。
詳しい手続は、県のホームページをご覧ください。

撲滅宣言ホームページ

検索

飲酒運転撲滅の取組を紹介しています!

県のホームページでは、飲酒運転撲滅の宣言をしていただいた飲食店の中から優れた取組を行っている飲食店を紹介しています。
今後の飲酒運転撲滅活動の取組を行う際の参考にしてください。

取組事例の募集

県では、飲酒運転撲滅に向けた取組を募集し、広く紹介します。
また、優れた取組事例については交通啓発イベント等の場において表彰することとしております。
詳細は、県のホームページをご覧ください。



撲滅宣言ホームページ

検索

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例について

この条例は、県民、事業者、行政などが力を合わせ、飲酒運転のない、安全で安心して暮らせる社会をつくる目的で平成24年に制定されました。
条例では、酒類を提供する飲食店営業者等に対して、次のような責務を課しています。

○酒類を提供する飲食店の責務

飲酒運転に関するポスター等を掲示するよう努めなければなりません。
駐車場を有する場合は、客に飲酒運転を防止するための措置を講じよう努めなければなりません。

○飲酒運転違反者に酒類を提供した場合

公安委員会から違反事実が通知され、1年以内に再度違反者が出たときに、飲酒運転防止の取組を怠った場合、店名の公表と併せて指示書の店内掲示が義務付けられます。

→掲示しない場合、5万円以下の過料が課されます。

来店者が飲酒運転しそうなときは
条例では、来店者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを制止し、飲酒運転を現認したときは、警察官に通報しなければならないこととされています。

各警察署連絡先一覧

中 央	TEL 092-734-0110	折 尾	TEL 093-691-0110
博 多	TEL 092-412-0110	若 松	TEL 093-771-0110
東 南	TEL 092-643-0110	戸 畑	TEL 093-861-0110
早 良	TEL 092-542-0110	門 司	TEL 093-321-0110
西 宮	TEL 092-847-0110	行 橋	TEL 0930-24-5110
粕 屋	TEL 092-805-6110	豊 前	TEL 0979-82-0110
春 日	TEL 092-939-0110	飯 塚	TEL 0948-21-0110
筑 紫	TEL 092-580-0110	嘉 麻	TEL 0948-57-0110
系 島	TEL 092-929-0110	直 方	TEL 0949-22-0110
宗 像	TEL 092-323-0110	田 川	TEL 0947-42-0110
朝 倉	TEL 0940-36-0110	久 留 米	TEL 0942-38-0110
博多臨港	TEL 0946-22-0110	小 郡	TEL 0942-73-0110
福岡空港	TEL 092-282-0110	う き は	TEL 0943-76-5110
小 倉 北	TEL 092-621-0110	筑 後	TEL 0942-52-0110
小 倉 南	TEL 093-583-0110	八 女	TEL 0943-22-5110
八 幡 東	TEL 093-923-0110	柳 川	TEL 0944-74-0110
八 幡 西	TEL 093-662-0110	大 牟 田	TEL 0944-43-0110
	TEL 093-645-0110		

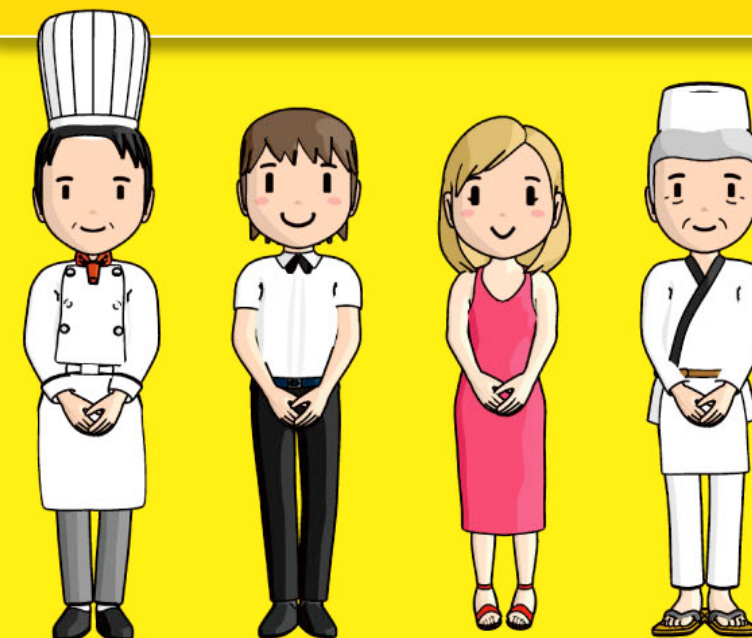
交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

〈事務局〉福岡県新社会推進部生活安全課交通安全係内
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3167



飲酒運転 をさせない 接客マニュアル



交通事故をなくす福岡県県民運動本部